

○竹富町猫飼養条例施行規則

令和8年 月 日規則第 号

竹富町猫飼養条例施行規則

竹富町猫飼養条例施行規則（令和3年2月15日規則第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 猫の適正な飼養及び保管（第3条—第5条）

第3章 西表島等における取扱い（第6条—第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、竹富町猫飼養条例（令和8年竹富町条例第 号。以下、「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 猫の適正な飼養及び保管

（所有者等による届出）

第3条 条例第5条第3項に規定する届出書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第5条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 猫を飼養又は保管する者の氏名並びに場所の住所及び電話番号その他の連絡先
- （2） 猫の名前
- （3） 猫の性別
- （4） 猫の種類
- （5） 猫の毛色及び毛長
- （6） 猫の生年月日（当該猫が屋外において捕獲、収容された個体である場合その他の事由により生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日）
- （7） 猫を取得した年月日
- （8） マイクロチップの識別番号
- （9） 繁殖制限措置の内容

(10) 猫を飼養又は保管する者及び場所

3 条例第5条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 猫に装着されているマイクロチップの識別番号に係る証明書

(2) 猫を飼養又は保管する施設（以下「飼養施設」という。）の各階平面図（各室の用途を示し、かつ猫を飼養又は保管する室を明示するものとする。）

(3) その他町長が必要と認める書類

（飼養登録証の様式）

第4条 条例第5条第5項の規定による飼養登録証（以下、「登録証」という。）は、別記様式第2号によるものとする。

（届出内容の変更等）

第5条 条例第7条第2項の規定による届出書は、別記様式第3号によるものとする。

第3章 西表島等における取扱い

（所有又は占有に係る申請）

第6条 条例第11条第2項に規定する申請は、別記様式第4号によるものとする。

2 条例第11条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる事項

(2) 猫を取得した日又はしようとする日

(3) 猫に対する次に掲げる感染症（以下「特定感染症」という。）の病原体の有無に関する検査の実施状況

ア 猫免疫不全ウイルス感染症

イ 猫白血病ウイルス感染症

(4) 猫に対する次に掲げる感染症に係る予防接種（以下「特定予防接種」という。）の実施状況

ア 猫ウイルス性鼻気管炎

イ 猫カリシウイルス感染症

ウ 猫汎白血球減少症

エ 猫白血病ウイルス感染症

3 条例第11条第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 猫に装着されているマイクロチップの識別番号に係る証明書

(2) 猫に係る特定感染症の病原体の有無に関する検査の結果を証する書類（申請日前1月以内

に交付されたものに限る。)

(3) 猫に対する特定予防接種の実施状況を証する書類(申請日前1年以内に交付されたものに限る。)

(4) 猫に対する生殖を不能にする手術の実施状況を証する又は当該手術を実施することにより当該猫の健康及び安全の保持上の支障が生じるおそれがあることを証する書類

(5) 次に掲げる設備等の配置を明らかにした猫を飼養又は保管するための施設(以下「飼養施設」という。)の各階平面図(各室の用途を示し、かつ猫を飼養又は保管する室及び次に掲げる設備等の配置を明示するものとする。)

ア ケージ等(猫の飼養又は保管のために使用するおり、かご等の設備をいう。以下同じ。)

イ 給餌及び給水設備

ウ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

エ 餌の保管設備

オ 清掃設備

カ 温度管理設備

キ 屋外輸送のための備品

(6) ケージ等の構造を明らかにする平面図、立面図及び構造図

(7) 飼養施設について、窓、玄関その他の開口部に逸走防止措置を講じていることを証する又は確実に講ずることを疎明する書類

(8) その他町長が必要と認める書類

(飼養許可に係る審査基準)

第7条 条例第11条第4項第1号の規定による審査は、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかにより行うものとする。

(1) 申請に係る猫が次に掲げる基準に適合していること。

ア 現に特定感染症に罹患しているおそれがないこと。

イ 過去一年以内に特定予防接種を受けていること。

(2) 次に掲げる基準を満たす飼養施設内において申請に係る猫を飼養又は保管するものであること。

ア 給餌及び給水設備が具備されていること。

イ 猫の排泄物を適切に処分する設備が具備されていること。

ウ 猫の運動を妨げない広さを有するケージ等が具備されていること。

エ 窓、玄関その他の開口部に逸走防止措置が講じられていること。

オ 温度管理を行うことが可能な設備が具備されていること。

(3) 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 申請に係る猫が出生後56日を経過しない猫であること。

イ 申請に係る猫が出生後56日を経過した後、当該猫に対し遅滞なく特定感染症の病原体の有無に関する検査及び特定予防接種を実施することが見込まれるものであること。

2 条例第11条第4項第2号の規定による審査は、申請に係る猫にマイクロチップが装着されているか否かにより行うものとする。

3 条例第11条第4項第3号の規定による審査は、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかにより行うものとする。

(1) 申請に係る猫に対し生殖を不能にする手術を実施済みであること。

(2) 申請に係る猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他のやむを得ない事由により、申請に係る猫に対し生殖を不能にする手術を実施することが困難と認められるものであって、かつ次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 第1項第2号の規定の例によるものであること。

イ 動物病院への通院、災害時の災難その他のやむを得ず屋外輸送を行う場合に備え、屋外輸送の用に供するケージ等その他の逸走防止措置が講じられた屋外輸送のための備品が具備されていること。

ウ 申請に係る猫と当該猫の異性個体とを別室で飼養するものとされていること。

4 条例第11条第4項第4号の規定による審査は、申請に係る猫を飼養又は保管しようとする場所と同一の場所において飼養又は保管する猫の数が、申請に係る猫を含め5を超えないものであるか否かにより行うものとする。

(飼養許可証の交付)

第8条 条例第11条第7項の規定による飼養許可証は、別記様式第5号によるものとする。

(飼養許可に係る標準処理期間)

第9条 条例第11条第8項に規定する、申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

2 条例第13条第4項の規定により準用する条例第11条第8項に規定する、申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(飼養許可の変更)

第10条 条例第13条第1項の規定による軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人にあつては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 法人にあつては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) マイクロチップの識別番号
- (4) 繁殖制限措置の内容

2 条例第13条第3項に規定する申請書は、別記様式第6号によるものとする。

3 条例第13条第3項に規定する届出書は、別記様式第7号によるものとする。

(飼養許可の失効)

第11条 条例第14条第1項又は第2項による届出は、別記様式第8号によるものとする。

(西表島等における飼い主の遵守事項)

第12条 条例第16条第1項第2号の規則で定める感染症の予防接種は特定予防接種とし、同号の規則で定める期間は1年とする。

(持込み許可)

第13条 条例第18条第2項に規定する申請書は、別記様式第9号によるものとする。

2 条例第18条第2項第3号のその他規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第6条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項
- (2) 西表島等に猫を持ち込む期間
- (3) 西表島等に猫を持ち込もうとする理由
- (4) 西表島等における滞在先の名称、住所及び連絡先
- (5) 第1項の期間中において当該猫を飼養又は保管する施設の名称、住所及び連絡先

3 条例第18条第3項の規定による猫を適正かつ確実に管理できることを証する書類は、第6条第3項各号に掲げるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年12月1日から施行する。